

平成21年1月31日

横浜市教育委員長 今田 忠彦 様

横浜市教育長 田村 幸久 様

質問者 団体住所 ●●

団体名称 横浜の図書館の発展を願う会

代表者の氏名 溝井 正美

横浜国立図書館に関する公開質問状

日頃から横浜市の教育行政にご尽力くださり、お礼申し上げます。

私たち「横浜の図書館の発展を願う会」は、横浜国立図書館が地域の情報拠点として発展するために、図書館と協働して、図書館の価値を広く市民に伝え、図書館サービスの充実を願って活動するために設立された団体です。

横浜国立図書館への指定管理者制度導入の件につき、昨年11月7日付で、私たちは市政の最高責任者である市長に公開質問状を提出しました。お願いした期日までには連絡をいただけませんでした。11月25日付の回答をいただきました。ご多忙中の回答はありがたく存じますが、残念ながら私たちの質問への回答は少なく（23点中8点）、図書館に指定管理者を導入する明快な理由をお聞きできませんでした。その後横浜市内に図書館条例の改正案が上程され、継続審査となりました。そして、平成21年1月14日に「山内図書館への指定管理者制度導入案をまとめました」というチラシが作成・配布され、問い合わせに中央図書館が答える体制に切り替わりました。

そこで、横浜国立図書館の設置責任者である教育委員長及び教育長に、私たちの疑問にお答えいただきたく、改めて質問状を提出いたします。そして、この問題は多くの市民、さらには同じ問題を抱える人たちと共有されるべきだと考え、公開とさせていただきます。

記

1、横浜市図書館の社会的意義について:

私共は、公共図書館には、高度で専門的な情報を必要とする図書館利用の熟達者だけでなく、いわゆる社会的弱者にも、等しく利用の場と情報の提供をする使命があると考えています。しかし、この度の指定管理者制度導入は、有料サービスの展開を前提に計画（10月30日常任委員会、答弁）されており、結果的に、社会的弱者を排除したサービス提供がなされる図書館が生まれる懸念があります。

公共図書館の社会的意義をどのようにお考えかお聞かせ下さい。

2、幹部職員の専門性と指定管理者制度導入について:

今回の指定管理者導入は、市の中期計画に基づくものだと思いますが、施設、機関の果たす機能、役割においては期限が限定された指定管理者制度との相性がそぐわないものも当然あると思います。公共図書館もその一つだと思いますが、横浜市教育委員会はこのような継続性が不可欠な施設と期限の

限定された指定管理者制度の仕組みの相性の検討を行わないままに、指定管理者制度導入に積極的な様子が伺えます。

鳥取県立図書館を始め、検討の結果、図書館に指定管理者制度はそぐわないと導入しないことを決めている自治体が、2007年度末で400強ある（*1）そうです。（*2）

横浜市教育委員会では、市民に対する公共図書館の責任をどのように考えて民間に委ねる結論に至ったのか、中央図書館長を始めとする幹部職員が専門職でないことと図書館の使命と指定管理者制度の仕組みの相性の検討がなされていないことの関係について、お考えをお聞かせ下さい。

*1 「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について 2008年調査（報告）」 2008年6月23日、
日本図書館協会

*2 2006年3月31日現在の図書館設置自治体数は1366。（日本図書館協会「日本の図書館統計2007年度版」より）その後合併により設置自治体数が減った可能性あり。

3、先行自治体の参考について：

市長からの回答によると、さまざまな論があることを承知の上で、まず1館に導入し、その結果を検証し次の段階に進めるとというのが今回の案だそうです。また、10月30日の常任委員会で小川館長は「まず少しやって、様子を見て判断するのが無難なやり方」と答弁されています。

しかし、現在構築されている継続性が不可欠なネットワーク機能が崩れた時、再構築するには膨大な時間と予算と人員が必要なことは容易に予想されます。指定管理者制度の導入に関しては既に導入している自治体や、導入しないことを決めた自治体が多数ありますし、直営に戻した自治体もあります。多大な損失を出さないためには、「まずやってみる」前に先行する他都市の事例を参考にすることが賢明と考えます。

神戸市立図書館以外にも参考にされた自治体があり、概括的把握をされているようですが（12月5日常任委員会）、その参考にされた自治体と参考にされた点をお教えてください。導入しないことを決めた自治体についても同様にお教え下さい。

4、市民への議会可決前説明について：

①大正時代から営々として引き継がれ、築き上げられてきた公共図書館は、横浜市と横浜市民の財産です。この貴重な財産の抜本的な変更を、専門的な観点からの検討なしに行なうことの妥当性をご説明下さい。

②しかも、その恩恵を失うかもしれない市民への広報が、中央図書館のホームページでの公開と「市民の声」としてのインターネット公開だけで十分だとお考えなのか、「市民の声」への1日平均アクセス数も合わせてお答え下さい。

また、住民からみて透明性が確保されているとお思いですか、お聞きします。

③12月5日の常任委員会でも「議決を待つて必要な対応をする」と答弁されていますが、それでは指定管理者制度導入決定の後、指定管理者の役割について説明するということになりませんか。

私たちが求めている説明は、なぜ公立図書館の管理運営を指定管理者に任せようと考えたかということの説明で、これは可決を前提とする必要はありません。なぜ可決前に計画案について説明ができないのか、お教え下さい。

④「山内図書館への指定管理者制度導入案をまとめました。」チラシの配布やポスターの掲示が、市内各図書館において1月15日頃から始まったようです。しかしこれは、「導入案をまとめたこと」、「市会で審議中」を知らせるチラシで、「指定管理者制度導入案をまとめた」経緯の説明もなく、市民の意見を問う内容でもありません。

- ・市民との共創・協働を考えておられるなら、なぜ、導入案の是非について共に考えようという呼びかけはできないのですか。
- ・「まとめた」、「審議中」という表現により、市民へは、決定したかのようなメッセージが伝わるとは考えられませんでしたか。
- ・導入の件について市会で議論が始まって一年以上になります。昨年11月にシール投票の実施結果（山内図書館への指定管理者制度導入を知らない人が9割いた）が分った時でなく、この時期にチラシを配布された目的をお聞きします。
- ・チラシの配布やポスターの掲示、「@Lib」へ掲載されたことは評価いたしますが、2月議会まで1ヶ月足らずの間にどのくらいの市民に知らせることができると見込まれていますか。
- ・また、短期間に周知するために、どのような工夫をされていますか。

以上5点についてお答え下さい。

5、学校図書館への支援・連携について:

学校図書館は地域と一番密着しており、かつ、子どもたちの成長、文化とのかかわりに不可欠のものです。学校図書館に専門の司書を配置していない横浜市では、学校図書館を支援する公共図書館の役割は重要です。

①しかし、市長からは「引き続きサービス水準を維持する」と回答があっただけです。12月5日の常任委員会で例に出されていた市民図書室は学校図書館支援とは別のものです。

- ・12月10日の常任委員会の資料3に記載された項目が「引き続き維持する」と言われる現行のサービス水準であると理解してよろしいか。
- ・上記資料に延べ利用回数、人数は分りますが、これでは利用頻度が高いのかどうかの参考にはなりません。横浜市の小中503校（特別支援学校12校含む）のうち、・利用した学校数、・一校が年間に何回利用しているか、・引き続き利用している学校は何校あるか、・司書が出向していく回数、・一回の支援に関わる司書の人数、・このための支援体制が地域館で取れているか、・取れているとしたらどのような体制かについてお答え下さい。

②また、10月30日の常任委員会では、学校図書館への支援、連携は今もできていないので、今後指定管理者も含め研究検討する必要がある、との答弁がありました。

本来は自治体として学校図書館の充実、運営に責任を持つ体制ができていてしかるべきだと考えますし、実際体制を整えている自治体も少なくありませんが、白紙の状態から民間を含む研究検討をするということは、学校図書館への支援、連携の本来の形からずれていく懸念はありませんか。

まずは、行政が責任を持つ部分をしっかり定めることが将来へ向けての礎になると考えます。白紙の段階から民間を考慮に入れることの必要性と、将来へ向けた発展性への影響をどのようにお考えかお教え下さい。

- ③学校図書館を支援するためには、地域の特性や学校の事情を知ることが必要です。指定管理者では、実情を知り、信頼関係を作り、支援を始めることが5年というスパンでの繰り返しになります。指定管理者が変わるたびに、ゼロからやり直すことの効率性をどのようにお考えですか。またそれは、支援・連携システムを構築する上でどのような影響があるとお考えですか
- ④将来、学校図書館に司書（あるいはそれに準じる人）が入った場合には、公共図書館との連携によって、学校図書館の機能は更に広がります。既に、学校図書館に司書のいる自治体では、公共図書館との連携が構築されています。5年間で変わる可能性のある指定管理者に、継続・蓄積を前提とした連携の構築が期待できるとお考えでしょうか。できるとお考えならその根拠をお示し下さい。
- ⑤学校支援においては関連機関との連絡などが必要になります。直営の場合は同じ行政機関としてスムーズにいく連絡が民間では困難になる怖れはありませんか。

6、経費削減について：

- ①今までの説明では1650万円の経費削減をメリットに挙げられています。しかし、サービスポイントの追加、開館時間の延長に伴い発生する配送手数料や人件費、労働時間延長に伴う諸経費が現在よりも増加しますが、増加費用をも踏まえた上での試算と理解してよろしいか確認します。12月10日の教育委員会資料9の「年関係費の比較（試算）」では、サービスポイント増加に伴う取次ぎ事業費、開館時間延長に伴う施設管理費が現行と同じですが、上記の増加分はどのように計算されたのでしょうか。
- ②同資料によると、人件費のみが1673万円（約1650万円）少なくなっています。試算上館長を始めとする職員の人数や資格、身分、継続性を担保するための仕組み等、どのように設定されたかお示し下さい。一人当りの単価は、現行ではいくらでしょうか。また、民間はいくらと試算していますか。
- ③同資料では人件費と取次サービス事業費（現行と同額）との合算が「指定管理諸経費」となり、約1650万円の削減となっています。10月30日の答弁で、「取次ぎサービスを図書館の事業として実施する」と答えられていましたが、資料から、取次サービスは市が負担するのではなく、指定管理者の負担で取次ポイントを追加するとの理解でよろしいか確認します。
- ④直営でも、職員の仕事の一部を嘱託やアルバイトに置き換えることにより、1600万円のコスト削減が可能という山内図書館司書有志の試算があります。（*3）直営で経費削減することを検討されたでしょうか。検討したとして、出来ない理由は何でしょうか。
- ⑤10月30日の常任委員会で「人数については民間の良さを生かしたフレキシブルな対応を期待している」という答弁がありましたが、これは民間会社では正規社員ではなく、契約社員での対応を想定しているのか確認します。このような人件費の削減では、いわゆる「ワーキングプア」を生じさせるだけで終るのではないかと危惧します。行政として対策を取るべきワーキングプア問題にかかわらず、逆に発生させる懸念のある施策をこの時期に導入する理由と、現在社会問題化している非正規社員の雇用についてのお考えをお聞かせ下さい。

*3 「山内図書館の今後の計画について（案）」 平成20年11月 山内図書館司書有志

7、有料サービスについて:

10月30日の常任委員会で、「山内図書館に指定管理者制度を導入した目的の一つは、有料サービスの展開の可能性を探ることだ」と答弁されています。また、「現在、中央図書館で無料提供されているデータベースの利用を、山内図書館では有料にすることを考えている、更には価値の高い情報の有料提供を考えている」とも言われています。また、12月5日の常任委員会では、「法律で定められた原則以外は有料可能」と答弁されています。

- ①なぜ公共図書館が無料の原則を持つのか、についてのお考えをお聞かせ下さい。
- ②12月5日に答弁された「法律」とは、図書館法17条(*4)を指すと理解してよろしいか確認します。その「法律で定められた原則」とは、どのような内容だとお考えなのか具体的にお教え下さい。横浜市では、データベースの有料化は直営では禁止され、指定管理者では可能とお考えでしょうか、お教え下さい。
- ③「価値の高い情報」とはどのような情報か、その価値基準と、誰が「価値の高い情報」と判断するのかお教え下さい。
- ④サービスの有料化によって、必要なサービスを受けられない市民ができることは必至です。全ての市民をサービスの対象とする公共図書館において、そのようなことが起こることをどうお考えでしょうか。「ユネスコ公共図書館宣言1994」(*5)の主旨の解釈と合わせてお答え下さい。

*4 図書館法第17条(入館料等) 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない

*5 「ユネスコ公共図書館宣言1994」(抜粋資料別添)

8、計画段階における5ヶ月間の民間企業の研修について:

- ①図書館サービスの充実と図書館の効率的な運営のために指定管理者制度を導入するということは、現行のサービス水準を上回る能力が備わっている業者を指定管理者と選定することが前提だと考えられます。図書館には、利用者のために要求水準を満たす業者を選ぶ責任があります。現行のサービス水準を維持するための研修が必要か否かは、業者側の問題です。従って、図書館側は、市民サービスに遺漏をきたさない引継ぎの配慮だけでいいはずですが。サービス向上の目的が果たせるノウハウを持っている指定管理者に対し、業務引継・研修期間を5ヶ月確保している理由をお聞かせ下さい。
- ②10月30日の常任委員会で、小川館長が「指定管理者を導入し、場合によっては一緒に育てると、将来は直営だけではできないサービス展開が可能になる」と答弁されています。これは、税金で民間企業を育てることになりますが、民間を育てることまでして指定管理者制度を導入する理由をお聞かせ下さい。また、どのようなサービス展開を想定しているのかお教え下さい。
- ③11月27日の市会定例会での研修内容の質問に対し、「1. 現行の説明、2. 業務分析の成果としてのマニュアル作成、3. 実際の業務フローでマニュアル確認、4. 現場トレーニング」を想定していると答弁されていました。
 - ・これだけの研修が必要な指定管理者のノウハウと、現行の横浜図書館のノウハウはどちらが優秀だと判断されますか。
 - ・上記研修を行なうためには、講師が必要です。どういう立場の人を講師に当てるお考えかお聞き

します。

④ 10月30日の常任委員会での答弁によると、「研修費用は当然民間が持つ」とのことです。

- ・これは、研修の実施責任者は指定管理者であると解釈してよろしいか。
- ・民間の責任において行なわれる研修を図書館のスケジュールに組み込んだ理由をお教えてください。
- ・民間が実施する研修で直営司書が本来業務をはずれて講師についていた場合、公務員は副業ができない規定ですが、講師料、会場費を含む研修費用はどのように支払われるのでしょうか。
- ・また、研修とは別に業務引継は山内図書館の司書が担当することになるとは思われますが、本来業務に就けない期間の損失をどのように見積もっているか教えてください。

⑤このような研修は、直営の場合には必要のないものです。にもかかわらず指定管理者が変わる度に5ヶ月もかけて実施することの無駄と、指定管理者が市、及び市民にもたらす利益をどのように比較したかお教え下さい。

9、総務省の指定管理者制度運用上の通知について：

この件については、市長から回答を得られなかったので、改めて教育委員会にお聞きします。

民間図書館が育っていない日本では、図書館の経営ノウハウ、実行ノウハウは公共図書館にあると思います。サービスの水準を設定しないまま、人件費の安い事業者による指定管理者制度を導入した公立図書館では、管理業務に従事する直営の職員が指定管理者制度のスタッフ支援業務に追われてしまい、結果的に管理業務に従事できていない事例が数多く発生しています。前述3の先行自治体の類似例の調査をされれば、結果は明らかです。このような具体的なサービスの質の低下の問題が顕在化していることから、平成20年6月6日付の総財省第33号で総務事務次官が各都道府県知事宛に出した「平成20年度地方財政の運営について」の「(8) 指定管理者制度の運用」に関する通知の中に「指定管理者制度運用上の留意点と、その在り方について検証及び見直しを行うこと」の要請が記載されたものと考えられます。

①この総務省の通知を今回の政策にどのように反映させているかお示してください。

②同通知に記載された次の3つの指定管理者制度運用上の留意点に対して、具体的にどのように留意されたかお教え下さい。

ア) 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点
が重要であること。

イ) 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスにつ
いて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。

ウ) 指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に
関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込
むことが望ましいこと。また、委託料については、適切な積算に基づくものであること。

10、横浜市立図書館のグランドビジョンを持たないで指定管理者制度を導入することについて：

10月30日の常任委員会の答弁では、「図書館全体の計画については、市全体の計画の中で考
えていくべきであり、市全体としてのオーソライズが求められる。しかし図書館全体の計画は中期
政策プランにはない。あり方懇の中でも話し合われていない」と言われています。

12月5日の常任委員会でも、「図書館のビジョンは大事だ」と答弁されています。私たちも図書館のあり方はその市のあり様そのものであると考えており、「市全体の計画の中で考えていくべきであり、市全体としてのオーソライズが求められる」という教育長のご意見と同じ立場です。だからこそ、将来の図書館の確固たる姿を描ききれていない中での指定管理者制度導入は、時期尚早だと考えています。

- ①グランドビジョンを持たないまま、指定管理者制度の導入を計画したと解釈してよろしいか。
- ②その場合、グランドビジョンがないにもかかわらず、指定管理者が図書館の効率的な運営主体となると判断された明確な根拠をお示し下さい。
- ③グランドビジョンを持たない現在の状況で指定管理者制度を導入した後に、市全体計画の中で図書館のグランドビジョンが話し合われ、直営が適当という結論が出ることも考えられます。仮に直営に戻すとき、それまでの市としての損失はどの程度だとお考えかお聞きします。司書の育成、ノウハウの継承・蓄積についてなど、具体的にお答え下さい。損失が出ないと判断された場合も、その根拠を具体的にお示し下さい。

11、中央図書館の指定管理者バックアップについて:

- ①市長の回答、10月30日及び12月5日の常任委員会での答弁によると、「指定管理者のバックアップは中央図書館がするので問題ない」とのことですが、それは、中央図書館は直営を堅持する方針と解釈してよろしいでしょうか。
- ②横浜市立図書館条例の一部を改正案には中央図書館が直営で堅持されることが明記されておらず、今回指定管理者制度導入が提案されている山内図書館と同列の扱いになっています。指定管理者制度導入についてのデメリットへの対応策として、「中央図書館が根幹部分を担当しバックアップを行なう（12月5日常任委員会配布資料12の指定管理者制度導入後の中央図書館の業務分担では「指定管理者制度導入館への連絡・調整・指導など）」ので心配ない」との一貫した説明ですが、中央図書館には指定管理者制度を導入しないことが保障されていません。条例改正案において、中央図書館と地域図書館との扱いを区別しなかったのか、理由をお教え下さい。
- ②中央図書館は、横浜市立図書館18館の中央図書館である（サービス対象365万人）と同時に、西区市民（サービス対象9万人）の地域図書館でもあります。指定管理者制度導入により総括業務及び指定管理者のバックアップ業務など、現在業務に加え新たな業務が派生します。中央図書館でのサービス水準を低下させないため、更に指定管理者制度導入の目的である図書館サービスの維持・充実ためには相応の手当てが必要だと考えます。
 - ・指定管理者制度導入後の中央図書館の職員数、人員配置をどのように想定されていますか。コストと合わせてお答え下さい。変化がない場合にはどのように工夫されたのか、とられた対策をお示し下さい。
 - ・山内図書館への指定管理者制度の導入は、中央図書館を除く全館への導入を視野に入れた計画だと言われています。仮に地域館17館に指定管理者が入った場合には、中央図書館のバックアップ業務やそれに伴う業務増加が予想されますが、その場合の人員配置の考え方、必要経費の試算と、指定管理者導入にかかる経費との比較の結果をお示し下さい。
- ③中央図書館では、平成21年4月から、中央図書館に派遣職員を採用し、平成22年度から業務

委託に切り替える計画を決定したと聞きました。

- ・この目的、派遣職員の規模、業務内容を教えてください。
- ・直営の嘱託・アルバイトに比べて、派遣職員のコストは高いと言われますが、なぜコストの高い派遣形態を選択したのか、お教え下さい。
- ・また12月5日の常任委員会では、資料1を用い「窓口等の業務委託」は、検討すべき課題は多く、「司書の専門性・非専門性業務の区分けが困難」などの検討結果を説明しながら、急に業務委託を前提とした派遣形態の採用を決定した理由は何でしょうか。いつ、誰が決めたのかと合わせてお教え下さい。

④指定管理者制度導入後も、「計画的な蔵書収集や蔵書構築は中央図書館が担う」と市長から回答がありました。

- ・中央図書館、公営の地域図書館、指定管理者制度の地域図書館の連携を中央図書館がどのような方法で取る計画か、お聞かせ下さい。
- ・現場で地域住民と交流を持たない中央図書館が、地域の特性や住民のニーズをどのようにして蔵書収集や蔵書構築に反映させるのか、その方法をお教え下さい。

12、市民の参画について：

「横浜市立図書館のあり方懇談会」の提言14に「図書館長の諮問機関としての『図書館協議会』に限定することなく、市民代表による『図書館市民会議』など市民意見が反映、実現される仕組みづくりが必要である。」とあります。また、10月30日の常任委員会の資料やホームページの資料には、市民の意見を反映させる場として「利用者会議の設置」を指定管理者制度のメリットとしてあげています。しかし横浜市では、利用者会議の設置は図書館に限定されることなく、指定管理者制度導入に際し、指定管理者に義務付けられています（*6）。利用者会議の設置を、図書館に指定管理者制度を導入するメリットとして挙げた理由と、利用者会議の機能をどのようにお考えなのかを、合わせてお教え下さい。指定管理者制度を導入しないと「利用者会議」は設置しないということでしょうか。

*6 指定管理者第三者評価制度

<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/kyoso/siteikanrisha/hyouka/seidogaiyou.html>

13、指定管理者の評価とその結果の対応について：

10月30日の常任委員会で、「山内図書館でさまざまな検証をし、市民から高い評価が得られれば次へ進むし、駄目なものを他館に入れたい。評価についてはさまざまな約束事がしっかり履行されているかどうか」と答弁されています。しかし、具体的な評価基準は明確に示されていません。どのように評価するのか、その方法をお教えてください。

①市長から「図書館は第三者評価を行ない、評価委員会を設置する。」との回答をいただきました。

図書館の評価は、専門性を持たない民間機関ではできないと認識されていると解釈してよろしいでしょうか。

②図書館の専門性を正確に評価するためには、外部評価委員に専門家が必要であるとお考えでしょうか。評価委員会の構成メンバーとその方の専門とするところをお教えてください。専門家が必要

でないとお考えの場合はその理由をお聞かせ下さい。

- ③指定管理者制度が導入された山内図書館も、従来通りのネットワークの中に組み込むとすることで。比較考量する対象を同じネットワークに組み込んでしまうと、山内図書館独自の評価が困難になると想定されます。どのようにして評価の公平性、明瞭性を確保する予定なのか、具体的にお教え下さい。
- ④議案が通ってから立ち上げるという「選定委員会」は、そのまま「査定委員会」に移行するそうですが、その委員会には、専門家である司書、サービスを受ける当事者である市民の参加を当然想定されていると理解してよろしいですね。確認させて下さい。
- ⑤12月5日教育委員会事務局資料11「業務要求水準項目イメージ」の「基本的な図書館業務」の中に、障害者サービスや児童サービス、外国人サービス、図書館へ来られない人へのサービスが書かれていませんが、当然含まれると解釈してよろしいですね。確認させて下さい。
- ⑥仕様書が守れなかったり要求水準に達しなかったりした場合に、適切な対処をとることができない民間業者への処遇について、市はどのようにお考えなのかをお教え下さい。また、そのことにより発生した損失についてはどのように補填されるお考えか、お教え下さい。千代田区立図書館では指定管理者スタッフによる貴重資料展示時の扱いが悪く、資料提供者が引き上げたというニュース(*7)を聞きました。個人情報の漏洩だけでなく、このような損失についても言及して下さい。

*7 日系ネット10月25日関東版 <http://www.nikkei.co.jp/news/retto/20081024c3b2404h24.html>

14、指定管理者制度が不適切であるという結果が出た場合について:

- ①5年後に指定管理者では不適切であると判断された場合には、どのような方法で直営に復活することを想定しているのでしょうか。その方法をお教え下さい。
- ②復活にどのくらいの期間と経費がかかると想定されていますか。その経費は、今回導入して削減された予算と比較しても市の損失にならない額なのか、試算の結果をお示し下さい。

15、直営の限界と民間のノウハウについて:

私たちは現状の市立図書館のサービスで満足しているわけではありません。まだまだ直営で改善の余地はあると考えていますし、現に努力されている現場の司書も多くいます>(*3) 今回の指定管理者制度導入案は、直営でできる改善をしつづけた上で指定管理者制度導入を考えられたのでしょうか。

- ①公立図書館として何を目指し、直営では何が障害になり、民間のどんなノウハウに期待しているのか、具体的にお示し下さい。
- ②指定管理者制度導入のメリットの1つとしてあげている「開館時間の延長」については、10月30日の常任委員会の答弁では「特に要望があったわけではなく、利用者を開拓するために民間で実施を考えている」と言われました。しかし、横浜市の場合は既に開館日数も開館時間も全国的に高水準にあります。
 - ・開館時間延長を望む市民の声があることは承知していますが、夜間1時間半の延長の中でどのような利用内容とどれくらいの利用者数の増加を想定されていますか。

- ・費用対効果はどのように見積もられていますか。
- ③潜在的利用者を掘り起こすための対策として、開館時間の延長以外にどのような案を考えられたか、またそれをなぜ実施できなかったのか、お聞きします。
- ④図書館サービスには、レファレンスサービス、レフェラルサービス、アウトリーチ・サービス、カレントアウェアネス・サービス、など色々あります。
- ・現在市立図書館ではどの程度できていますか。
 - ・それらのサービスがあるということをどれくらいの市民が知っているかと想定されていますか。
 - ・それらのサービスの市民への広報は十分だとお考えですか。
- ⑤もし、これらのサービスを含む図書館サービスの充実と広報を徹底させることが直営ではできなくて、民間ならできるとお考えなら、その理由をお教え下さい。

* 3 「山内図書館の今後の計画について (案)」 平成20年11月 山内図書館司書有志

以上、お手数をおかけいたしますが、書面にてご回答くださいますようお願いいたします。文明開化の地、国際都市横浜の図書館の動向は全国の注目するところですので、ご回答は広く公開させていただきます。回答までの期間が短く恐縮ですが、すべて、計画立案段階でお考え済みの項目と存じますので、回答の期限を第1回定例会市会開始前の2月13日(金)とさせていただきますたく存じます。

教育委員長、教育長と同じく私共も、文化都市横浜を愛し、横浜の図書館が将来発展することを願っているものです。同時に最大の政令指定都市横浜の図書館行政は、全国の図書館の動向に大きな影響を与えます。図らずも課せられた責任ではありますが、ミスリードだったということのないように願っての質問だにご理解下さいまして、ご多忙中恐縮ですが、何卒ご回答下さいますようよろしくお願いいたします。

(連絡先) 溝井正美 E-mail : info@libraryfun.net
224-0056 横浜市●●
FAX : 045-306-6300